

# 日本血栓止血学会日本医工ものづくりコモンズとの連携制度規則

## 第1章 総則

### (施行)

第1条 日本血栓止血学会（以下、本会）は、日本医工ものづくりコモンズと連携活動する。

### (目的)

第2条 本制度は、日本医工ものづくりコモンズとの連携を円滑に行うことを目的とする。

## 第2章 日本医工ものづくりコモンズとの連携規則

### (設置)

第3条 本制度の運営のため、日本医工ものづくりコモンズとの連携委員会（以下、委員会）を設ける。

### (業務)

第4条 委員会は、第2条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、日本血栓止血学会と日本医工ものづくりコモンズとの連携業務を行う。

### (構成)

第5条 委員会は、委員長、副委員長各1名、委員十数名をもって構成する。

2. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
3. 委員長は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 副委員長、委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
6. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。
7. 委員長は、認定業務の実務を行なうため、委員会内に5名程度の委員によって構成する小委員会を設けることができる。

### (運営)

第6条 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

2. 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
3. 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会へ報告する。
4. 前項による報告を受けた時は、理事会は、これを必要に応じて総会に報告する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
6. 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
7. 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。

8. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第3章 補則

(細則)

第7条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(規則の施行、改廃)

第8条 この規則の改廃は、委員会の議を経て、理事会で決定する。

附則

この規則は、2020年11月28日から施行する。